

ソーシャルタクソミー —EU タクソミーは「社会」にまで拡大—

Research Clip
2022年1月

社会システム研究所
アナリスト 高橋 龍生

■ 欧州委員会のサステナブルファイナンスに係る有識者組織であるサステナブルファイナンス・プラットフォームが、2021年7月に「ソーシャルタクソミー」の草案を公表した。EUは環境的に持続可能な経済活動だけでなく、社会的に持続可能な経済活動および企業のカテゴリ・定義を行うことで、ESGウォッシュ問題に終止符を打つ狙いだ。今回の草案では、「**人間の生活水準の向上**」に資する商品・サービスを生み出すといった経済活動レベルだけでなく、「**ステークホルダーに悪影響を与えず、好影響を与える**」といった企業体レベルでの普遍的な社会目標が提案された。

ソーシャルタクソミーは、グリーンタクソミーとの整合性の観点から、できるだけ同様の分類プロセスを踏襲するとしている。グリーンタクソミーでは、第一に環境目標を定め、それぞれの目標に実質的に貢献する可能性がある経済活動を特定し、科学的根拠に基づいたテクニカルスクリーニング基準、同時に他の環境目標に害を与えないDNSH基準、ミニマムセーフガード基準の3つの基準を満たした経済活動をタクソミー適格とした。しかし、ソーシャルタクソミーでは、テクニカルスクリーニング基準のような定量基準を設けることが難しい面がある。

また、草案において、企業が環境・社会パフォーマンスを高め、環境・社会リスクを適切に管理していくためには、「持続可能で良いコーポレートガバナンス」が必要であるとされた。したがって、環境および社会と「ガバナンス」は不可分であることから、EUタクソミーにおいては**ガバナンス目標**も併せて設定する必要があるとされた。

1. 「垂直的」と「水平的」の2つの側面で社会目標を分類

今回のソーシャルタクソミー草案において、サステナブルファイナンス・プラットフォーム(以下、PSF)¹は、社会目標には商品やサービスといった企業の経済活動によるアウトプットが社会に貢献する「垂直的側面」と、人権の保護など、企業の経済活動のバリューチェーンにおけるプロセスで社会に貢献する「水平的側面」の2つがあると指摘した。その上で、PSFは、「**人間の生活水準を向上させる**」および「**ステークホルダーに悪影響を与えず、好影響を与える**」の2つの社会目標を提示した。

人間の生活水準を向上させるための商品・サービスは経済活動レベルの分類となるため「垂直的側面」

¹サステナブルファイナンス・プラットフォーム (Platform on Sustainable Finance) は、欧州委員会のEUタクソミーの策定に係る有識者組織である。環境、サステナブルファイナンス、社会人権問題に詳しい50人の専門家とEUの政府機関から派遣された7人の計57人の有識者で構成されている。

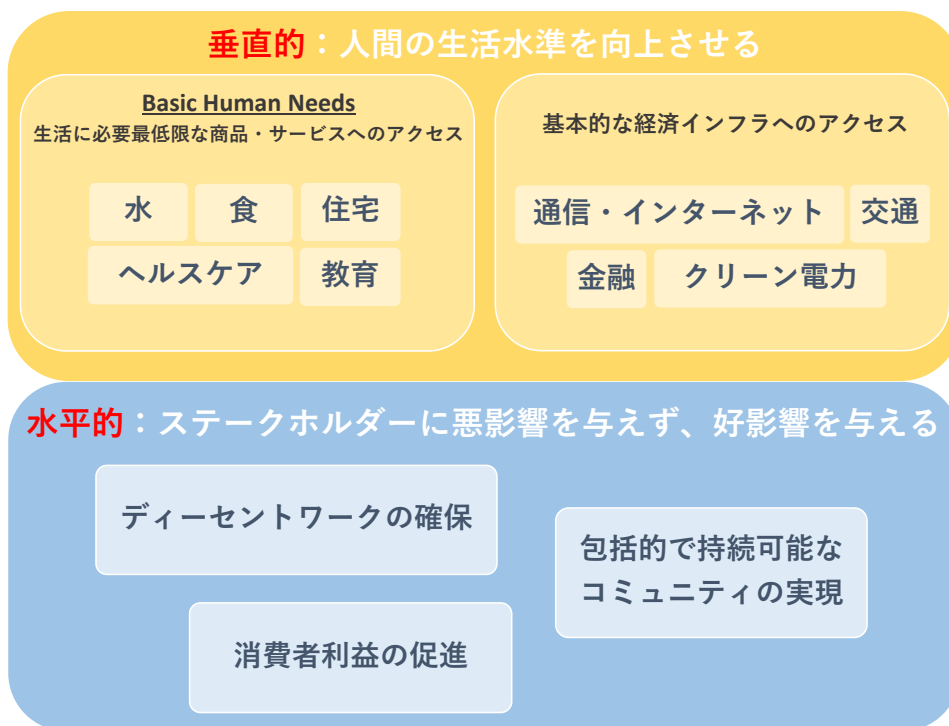
とされ、ステークホルダーに悪影響を与えず、好影響を与えるための施策は企業の経済活動プロセスに関わるため、経済活動の種類に関係なく、どの企業にも普遍的に該当する「水平的側面」となる。グリーンタクソノミーでは環境目標に資する経済活動がセクターごとにリストアップされたが、ソーシャルタクソノミー草案では、経済活動レベルだけではなく、企業体レベルの社会目標が提案された点が特徴的である。

2. 「2つの社会目標」

「人間の生活水準を向上させる」および「ステークホルダーに悪影響を与えず、好影響を与える」の2つの社会目標の策定にあたって、PSFは国際的な規範、原則、スタンダード²を参考にしたとしている。主に、「人間の生活水準を向上させる」垂直的な社会目標は、ILO(国際労働機関)、ICMA(国際資本市場協会)のソーシャルボンド原則、SDGsなどを、「ステークホルダーに悪影響を与えず、好影響を与える」水平的な社会目標は、人権保護などが主な内容となっている国際規範・原則を参考に策定したと考えられる。

2つの社会目標の内容は図表1の通りである。「人間の生活水準を向上させる」社会目標に関しては、**人間の生活に最低限必要な商品・サービスのアクセスを向上させる経済活動**と**基本的な経済インフラへのアクセスを向上させる経済活動**に細分化することが草案で提案された。前者はILO(国際労働機関)が

図表1 ソーシャルタクソノミーにおける「2つの社会目標」



※ディーセントワークは、「働きがいのある人間らしい仕事」を意味する。

(出所) Draft Report by Subgroup 4 : Social Taxonomy より日興リサーチセンター作成

²Appendix.1 参照

提唱した概念である「Basic Human Needs(ベーシックヒューマンニーズ)」から来ており、「水」「食」「住宅」「ヘルスケア」「教育」へのアクセスを向上させる経済活動が社会の持続可能性を高めるとされた。また、後者では、「通信・インターネット」「交通」「金融」「クリーン電力」へのアクセスを向上させる経済活動が社会的に持続可能な経済活動であるとした。これらは、基本的には社会問題の解決を目的とした資金調達方法として発行されるソーシャルボンドの用途が多い。

図表 2 はソーシャルボンドの普及と浸透を目指し、ソーシャルボンド原則を策定した ICMA が提示したソーシャルボンドの事業用途の例である。ソーシャルボンドの主な資金使途は、基本的なインフラやサービス、また住宅、金融サービス、食へのアクセスに関連していることがわかる。

図表 2 ICMA ソーシャルボンド原則の「事業区分」の例

No.	内容
1	手ごろな価格の基本的インフラ設備 (例:クリーンな飲料水、下水道、衛生設備、輸送機関、エネルギー)
2	必要不可欠なサービスへのアクセス (例:健康、教育及び職業訓練、健康管理、資金調達と金融サービス)
3	手ごろな価格の住宅
4	中小企業向け資金供給及びマイクロファイナンスによる潜在的効果を通じ、社会経済的な危機に起因する失業の防止又は軽減するために設計された、プログラムと雇用創出
5	食糧の安全保障と持続可能な食糧システム (例:食糧必要要件を満たす、安全で栄養価の高い十分な食品への物理的、社会的、経済的なアクセス、回復力ある農業慣行、フードロスと廃棄物の削減、小規模生産者の生産性向上)
6	社会経済的向上とエンパワーメント (例:資産、サービス、リソース及び機会への公平なアクセスとコントロール。所得格差の縮小を含む、市場と社会への公平な参加と統合)

(出所) ICMA「ソーシャルボンド原則 2021」より日興リサーチセンター作成

一方で、「ステークホルダーに悪影響を与えず、好影響を与える」社会目標については、ステークホルダーが意識されており、「ディーセントワークの確保」「消費者利益の促進」「包括的で持続可能なコミュニティの実現」の3つが目標とされた。水平的目標は、企業活動のバリューチェーンにおけるステークホルダーである労働者、消費者、コミュニティへの影響に焦点が当てられている。また、これらの水平的目標は、垂直的目標とは異なり、“どの経済活動が社会的に持続的であるか”ではなく、その経済活動を行う“企業がどの程度社会的に持続的か”という視点になっている。

3. 「実質的な貢献」と「DNSH 基準」について

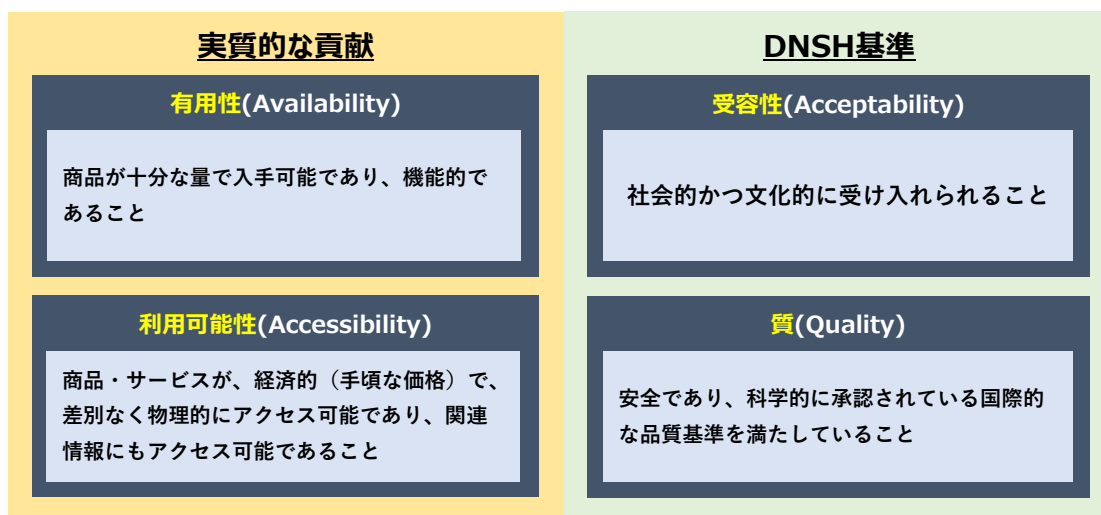
草案では、グリーントクソノミーとの整合性の観点から、ソーシャルタクソノミーも同様のプロセスで、社会的に持続可能な経済活動および企業が特定されることになるであろう。グリーントクソノミーにおける環境的に持続可能な経済活動の特定プロセスでは、環境目標に実質的に貢献するであろう経済活動がリスト化された上で、①科学的根拠に基づいた定量基準であるテクニカルスクリーニング基準、②DNSH 基準、③ミニマムセーフガード基準、の計 3 つの基準を充足した経済活動が EU タクソノミー

適格と判定される³。ここでは、草案で示された垂直的目標と水平的目標の特定プロセスについて、グリーンタクソノミーとの違いを踏まえた上で概説する。

(1) 垂直的目標：「人間の生活水準を向上させる」

ソーシャルタクソノミーでは、グリーンタクソノミーのような科学的根拠に基づいた定量基準(テクニカルスクリーニング基準)がないため、社会目標に「実質的に貢献している」経済活動を定量的に分類することが難しい。また、「DNSH 基準(Do No Significant Harm)」においても同様である。したがって、PSF は垂直的目標である「人間の生活水準を向上させる」に対する「実質的な貢献」および「DNSH 基準」について、AAAQ アプローチの採用を提案している。AAAQ とは、有用性(Availability)、利用可能性(Accessibility)、受容性(Acceptability)、質(Quality)の4つを指す。また、有用性および利用可能性については「実質的な貢献」、受容性および質については「DNSH 基準」の判断基準として活用することが提案されている(図表3)。

図表3 AAAQ アプローチ



(出所) Draft Report by Subgroup 4 : Social Taxonomy より日興リサーチセンター作成

例えば、「ヘルスケア」へのアクセスを向上させる経済活動の「実質的な貢献」では、「その国の医療制度にとって、薬の価格が手ごろで、経済的に持続可能か」「新薬へのアクセス戦略があるか」「薬を必要としている患者数の割合をモニタリングしているか」などの基準が考えられている。

一方で、「ヘルスケア」のDNSH基準では、そのヘルスケアに係る経済活動(商品・サービス)が、「国際的な品質基準を満たしているのか」および「社会的、文化的に受け入れられているのか」といった観点が求められる。また、「住宅」では、手ごろな価格で住宅を建設しても、品質基準に抵触すると、社会的に持続可能な経済活動とは見做されない。

³高橋龍生「EUタクソノミー規制について」(<https://www.nikko-research.co.jp/library/9545/>)参照。

(2) 水平的目標：「ステークホルダーに悪影響を与えず、好影響を与える」

水平的目標の「実質的な貢献」と「DNSH 基準」では、垂直的目標における AAAQ アプローチではなく、図表 4 にあるサブ目標がそれぞれ設けられ、それらに充足していれば実質的な貢献として見做され、そうでない場合は DNSH 基準に抵触することになる。例えば、「ディーセントワークの確保」における「強制労働の禁止」や「児童労働の禁止」では、国連グローバル・コンパクト原則に沿って、企業は人権に対するコミットメントを記したポリシーの開示や人権デューデリジェンスが求められる。

図表 4 水平的目標のサブ目標 –実質的な貢献と DNSH 基準–

ディーセントワークの確保	
✓	国内の事情に応じて、賃金設定に関する労働協約などの社会対話を強化し、労使間のグローバル枠組み協定(GFA)を維持する
✓	男女間などの賃金格差を監視・改善し、育児休暇を設けた上で、組織の全てのレベルにおいて、労働者代表をバランスよく配置することによって、平等と無差別を尊重する
✓	強制労働の禁止
✓	児童労働の禁止
✓	不安定雇用の外部委託や派遣労働者への依存度を低め、全ての労働者に生活賃金を支払い(農家には生活所得を支払い)、適切な労働時間を維持し、経営者と労働者間の賃金格差が過度でないようにした上で、(雇用主、労働者、労働組合、政府などの)社会的パートナー間の労働協約を尊重しつつ、ディーセントワークと生活賃金を保証する
✓	経営陣と労働者によって共同運営される安全衛生委員会の労働者代表として協力して、優れた労働安全衛生の体制を構築する
✓	人材育成プログラムの開発に対する従業員の高い関与および特定の人々に対するディーセントな雇用創出と同時に、全従業員を対象とした技能および生涯学習のための広範なプログラムを実施する
✓	国の状況に応じて、雇用主が一部を負担する厚生年金や優れた育児制度などの社会保障を提供する
✓	上記に関連するものを含め、リスクベースでのデューデリジェンスを実施することで、バリューチェーンにおける労働者の人権を尊重する
消費者利益の促進	
●	製品とサービスの安全性と品質の向上
✓	有害性がより低い化学物質で代替が可能な場合は、有害な化学物質を製品およびサービスを提供する際に使用しない
✓	消費者の安全を脅かすような製品の欠陥が確認された場合に、迅速、効果的かつ透明性のあるリコール手続きをとる
✓	製品不具合時の保証期間を延長する
✓	耐久性と修理可能性(スペアパーツの有用性、競合他社のスペアパーツとの相互運用性)を備えた製品を設計し、(交通などにおいて)スムーズなマルチモダリティを可能にするサービスを提供する
✓	輸入する製品にEUの安全規制を適用する
✓	製品(玩具、塗料、家具)に含まれる、またはサービス(家の塗装、理髪)に使用される化学物質を開示する
●	消費者の個人データとプライバシー、およびサイバーセキュリティの保護
✓	差別的なアルゴリズムの防止に最新の注意を払った上で、IT インターフェイスを責任を持って設計し、消費者にダークパターンを与えない
✓	プライバシーの利用規約について、簡潔で平易な言葉で記載する
✓	ソフトウェアが古くなっても、本来の機能を発揮するコネクテッド製品を提供する
●	責任あるマーケティング慣行
✓	商用目的で消費者のプロファイリングを行わない、データ収集ポリシーを設定する
✓	マーケティング慣行において、無差別と多様性を尊重する
✓	(特に子供を対象とする場合は)健康的な食の選択を積極的に推進する
✓	サプライチェーンにおける社会的および環境的な影響に関する情報を提供する

(出所) Draft Report by Subgroup 4 : Social Taxonomy より日興リサーチセンター作成

図表 4 水平的目標のサブ目標 –実質的な貢献と DNSH 基準– (つづき)

包括的で持続可能なコミュニティの実現	
● 平等と包括的な成長の促進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 脆弱な状況にあるグループなどのコミュニティを対象としたトレーニング、能力開発、雇用機会の提供を行う ✓ 貧困地域において、現地の人々の雇用および地域のコンテンツやサービスの利用を促進する ✓ 直接的・間接的を問わず、女性の雇用を創出し、女性の離職を解消するための特別な措置（例：時短勤務、保育施設、独自の多様性方針など）を講じることで、ジェンダーギャップに対処し、男女平等を促進する
● 持続可能な生計と土地の権利の維持	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業運営に関連する健康、食品、水、衛生、住居、教育に対するコミュニティの影響を管理する ✓ 文化のおよび精神的に神聖な場所を保護する ✓ 土地の取得や使用に際し、先住民および慣習的な土地の権利を尊重する ✓ 先住民または慣習的な土地への影響を回避するため、事業計画または活動を再設計する ✓ (事業運営に際し)影響を与える可能性があるコミュニティ（先住民族など）からの合意を事前に確保し、協議を行う ✓ 影響を受けるコミュニティの安全と安心を確保する
● 安全とセキュリティ、人権擁護、シビックスペース	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 人権擁護や市民の自由および法の支配の制限に関する問題について、行動を起こし、国家と交渉する ✓ 集団的アドボカシーと様々なステークホルダー連合に参画する

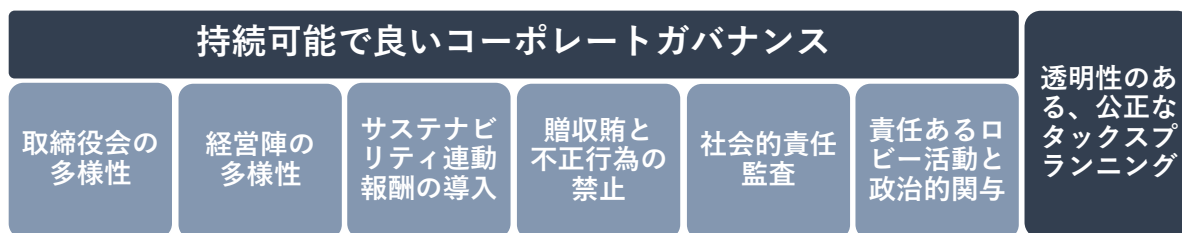
(出所) Draft Report by Subgroup 4 : Social Taxonomy より日興リサーチセンター作成

4. タクソノミーではガバナンス面も考慮すべき

今回の草案において、企業が環境および社会パフォーマンスを高め、環境および社会リスクを適切に管理していくためには、「**持続可能で良いコーポレートガバナンス**」が必要であるとされた。したがって、「**透明性のある、公正なタックスプランニング**」も併せて、EU タクソノミーではガバナンス面での目標も設定するべきとの見解が示された。

「持続可能で良いコーポレートガバナンス」は、「取締役会の多様性」「経営陣の多様性」「サステナビリティ連動報酬の導入」「贈収賄と不正行為の禁止」「社会的責任監査」「責任あるロビー活動と政治的関与」の6つの要素が企業に求められる(図表 5)。中でも、企業の環境・社会パフォーマンスの目標達成率に連動したサステナビリティ連動報酬を役員報酬パッケージに組み込むことは、経営陣の環境・社会に対するコミットメントを高めていく上で重要であるとされた。

図表 5 ガバナンス目標

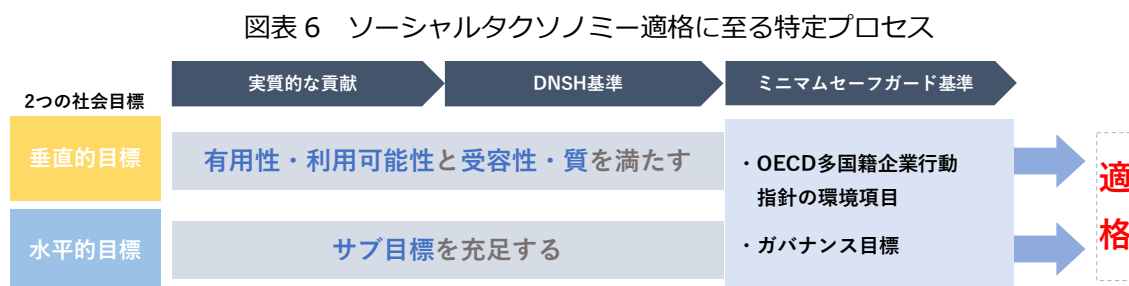


(出所) Draft Report by Subgroup 4 : Social Taxonomy より日興リサーチセンター作成

5. ミニмумセーフガード基準

ソーシャルタクソミーのミニмумセーフガード基準に関しては、OECD 多国籍企業行動指針の環境に関する項目⁴を盛り込む案が例として掲げられている。グリーンタクソミーでは人権の保護など社会面の持続性も求められ、OECD 多国籍企業行動指針、国連ビジネスと人権に関する指導原則、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言(中核的労働基準を含む)、国際人権章典の4つがミニмумセーフガード基準として用いられている。したがって、ミニмумセーフガード基準に社会面の持続性を求めたグリーンタクソミーと整合性を持たせるために、ソーシャルタクソミーでは同基準に環境面の持続性を求める案が提示された形だ。

また、タクソミーでは、(上述した)企業のガバナンス面をミニмумセーフガード基準に盛り込むことが提案された。以上を踏まえて、ソーシャルタクソミー適格かどうかの判定について、草案では図表6のようなプロセスとなっている。



(出所) Draft Report by Subgroup 4 : Social Taxonomy より日興リサーチセンター作成

6. 最後に

今回の PSF によるソーシャルタクソミー草案では、「人間の生活水準を向上させる」および「ステークホルダーに悪影響を与えず、好影響を与える」の2つの社会目標が提案された。PSF は2つの社会目標について、前者を「垂直的」、後者を「水平的」と称している。垂直的な社会目標は生活に不可欠な商品・サービスおよびインフラへのアクセスを向上させる経済活動、水平的な社会目標は、労働者、消費者、コミュニティなど、企業の経済活動に関わるステークホルダーに関する内容となっている。

ソーシャルタクソミーの今後については、PSF が最終報告書を2022年3月までに公表する予定となっている。将来的に、ソーシャルタクソミーはグリーンタクソミーと同様に、「EUタクソミー規則」に盛り込まれることになるであろう。したがって、EU域内の大企業は、情報開示規制であるNFRD(非財務情報開示指令)で、投資・運用機関はSFDR(サステナビリティ開示規制)により、社会的に持続可能な経済活動に係る売上高、Capex(資本的支出)、Opex(事業運営費)を計算した上で、“タクソミー適格率”などの開示が求められることになる⁵。

⁴Appendix.2 参照。

⁵「ステークホルダーに悪影響を与えず、好影響を与える」社会目標は、経済活動ではなく、売上高、Capex(資本的支出)、Opex(事業運営費)の算出が難しいため、タクソミー適格率の開示は「人間の生活水準を向上させる」経済活動が主になるであろう。

昨今、ESG ウォッシュ(ESG と見せかけて、実際には ESG ではない金融商品)が世界的に問題となっている。しかし、EU のグリーンタクソノミーおよびソーシャルタクソノミーが完成し、環境的および社会的に持続可能な経済活動が具体的に定義されれば、ESG ウォッシュ問題の解決に近づけることができる。

ただし、水平的目標をどのようにタクソノミーに組み込んでいくのかは議論になると考えられる。グリーンタクソノミーにおいて、EU 域内の企業はどの経済活動がどのくらいグリーンであるのかを売上高、Capex、Opex を用いて定量的に明示する。したがって、グリーンタクソノミーとの整合性を図っていくためには、同様に**どの経済活動がどのくらいソーシャルであるのか**を分類する垂直的目標をソーシャルタクソノミーに据える必要がある。以上を受けて、経済活動の分類ではなく、定量的な“ソーシャル度合い”の算出や開示が難しい水平的目標の立ち位置について、PSF が最終報告書でどのように結論付けるのかに着目したい。

Appendix.1 PSF が参考にした国際的な規範、原則、スタンダード

No.	国際規範および原則	発行体
1	世界人権宣言	国連
2	経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約	国連
3	市民的、政治的権利に関する国際規約	国連
4	労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言	ILO(国際労働機関)
5	欧州人権条約	EU
6	欧州社会憲章	EU
7	欧州基本権憲章	EU
8	欧州社会権の柱	EU
9	SDGs	国連
10	国連ビジネスと人権に関する指導原則	国連
11	国連グローバル・コンパクト	国連
12	OECD多国籍企業行動指針	OECD

No.	国際スタンダード
1	ICMAソーシャルボンド原則
2	IFCパフォーマンス・スタンダード
3	WBAソーシャル・トランスフォーメーション・フレームワーク
4	Platform for Living Wage Financials
5	医薬品アクセス財団
6	各イニシアティブ(GRIやUNPRIなど)

(出所) Draft Report by Subgroup 4 : Social Taxonomy より日興リサーチセンター作成

Appendix.2 OECD 多国籍企業行動指針「VI. 環境」

1. 以下の活動を含め、当該企業に適した環境管理制度を設立し、維持する。
 - a) 企業活動の環境、健康及び安全への影響に関する適切で時宜を得た情報の収集と評価。
 - b) 計測可能な目的の確立、また適当な場合には、これらの目的が引き続き妥当であるかについての定期的見直しを含め、環境面での成果及び資源の利用、改善のための目標の確立。適当な場合には、目標は関連する国の政策及び国際的な環境に関するコミットメントと一致しなければならない。
 - c) 環境、健康及び安全に関する目的又は目標への進展についての定期的な監視及び確認。
2. 費用、事業上の秘密及び知的所有権保護に関する関心を考慮しつつ、次の行動をとる。
 - a) 企業活動の環境、健康及び安全への潜在的な影響に関する適切、計測可能、検証可能で（該当する場合には）かつ時宜を得た情報を社会及び労働者に提供する。この情報には、環境面での成果改善の進展についての報告を含み得る。
 - b) 企業の環境、健康及び安全に関する方針及びその実施によって直接に影響を受ける集団と、適切かつ時宜を得た連絡及び協議を行う。
3. 意思決定に際しては、企業の工程、製品及びサービスによって、そのライフサイクルの全ての段階で生じる環境、健康及び安全に対する予見可能な影響を避け、又は避けられない場合には緩和する観点から、評価し、考慮する。提案された諸活動が環境、健康及び安全に対して重大な影響を与える可能性があり、かつ、これらの諸活動が所管官庁の決定に服する場合には、適切な環境影響評価を準備する。
4. 危険性に関する科学的及び技術的理解に則しつつ、環境に対し重大な損害を与えるおそれがある場合には、人の健康及び安全も考慮に入れ、十分な科学的確実性を欠いていることを理由として、かかる損害を予防し最小限にするための費用効率の高い措置を先送りしてはならない。
5. 事故及び非常事態を含め、事業活動から生じる環境又は健康への重大な損害の防止、緩和及び管理のための非常事態対策計画を維持し、また所管官庁へ即時通報を行うための仕組みを維持する。
6. 企業及び適当な場合にはそのサプライチェーンのレベルにおいて、次のような活動を奨励することにより、企業の環境面での成果の改善を継続的に追求する。
 - a) 環境面での成果に関して当該企業内で最も成果が上がっている部門における基準を反映した技術及び手続の企業の全ての部門での採用。
 - b) 環境に対して過度の影響を及ぼさず、意図されたとおり使用されれば安全で、温室効果ガス排出を削減し、エネルギー及び天然資源の消費において効率的で、再利用及び再資源化が可能であり、又は安全に廃棄することが可能な製品及びサービスの開発・提供。
 - c) その製品に関する正確な情報（例えば、温室効果ガスの排出、生物多様性、資源効率、又は他の環境事項）の提供を含む、企業の製品及びサービスの使用の環境上への意味についての消費者の高水準の認識の増進。
 - d) 例えば、排出削減、効率的な資源利用及び再資源化、毒物利用の代替又は削減、あるいは、生物多様性戦略のための戦略の策定等、長期にわたる企業の環境面での成果改善方法の調査及び評価。
7. 有害物質の取扱い及び環境事故の防止を含め、環境、健康及び安全に関する事項につき、また、例えば環境影響評価手続、広報活動及び環境技術等、より一般的な環境管理分野につき、労働者に対して適切な教育と訓練を提供する。
8. 例えば環境についての意識の向上及び環境保護を強化するための連携又はイニシアティブを通じて、環境上有意義で経済的に効率的な公共政策の発展に貢献する。

(出所) OECD 多国籍企業行動指針より日興リサーチセンター作成

(END)